**平成２３年（フ）第８６号**
三重県名張市桔梗が丘２番町７街区25番地、前住所三重県名張市東田原1135番地78
債務者　池中　佳行
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２３年（フ）第８７号**
三重県名張市美旗町南西原100番地　南西原ハイツ203号
債務者　山内　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２３年（フ）第８８６号**
京都市南区上鳥羽西浦町48番地21
債務者　藤原　健弘
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０１９号**
京都市伏見区弾正町103番地
債務者　齋藤美佐子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０２４号**
京都市右京区西京極豆田町５番地　パークテラス西京極402号
債務者　濵口三津子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２４０号**
京都府宇治市蒐道車田10番地の77
債務者　清水　輝子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２４２号**
京都市右京区西院東貝川町28番地　スクリーン28―502号
債務者　高松　博芳
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２７１号**
京都市左京区八瀬野瀬町267番地　八瀬鱒乃坊アーバンコンフォート114号
債務者　後藤　良祐
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２９２号**
京都府宇治市蒐道平町89番地の42
債務者　東末　光子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２４号**
広島県尾道市日比崎町５番16号
債務者　瀬戸美智子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１２９号**
広島県三原市本郷南４丁目17番14号　グランピエールＡ107号
債務者　石田実希子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第３４３号**
愛媛県伊予市中村甲21番地　鹿島住宅36号
債務者　門田　圭弘
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第３５６号**
愛媛県伊予市中村甲21番地　鹿島住宅36号
債務者　門田　文子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第３５９号**
愛媛県松山市道後湯之町３番10号
債務者　大森　榮子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第３６５号**
愛媛県松山市三町３丁目11番44号　ディアス村上Ｄ102号、住民票上の住所愛媛県松山市新石手甲52番地12
債務者　宅間　　圭
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第３６６号**
愛媛県松山市神田町４番12号　リッチフィールド神田303号
債務者　竹内真利子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第３４号**
高知県高岡郡越知町越知乙598番地６
債務者　片岡　えり（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２３年（フ）第７９号**
福岡県鞍手郡小竹町大字新多70番地
債務者　石灘　耕二
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福岡地方裁判所直方支部